

渋谷区基本構想等審議会条例

平成二七年六月二六日

条例第二七号

(設置)

第一条 区政を取り巻く社会経済状況の変化等を見据えた渋谷区基本構想の必要な改定及び渋谷区長期基本計画の策定のため、区長の附属機関として、渋谷区基本構想等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、渋谷区基本構想の改定及び渋谷区長期基本計画の策定について必要な事項を審議し、答申する。

(組織)

第三条 審議会は、学識経験者及び区民のうちから、区長が委嘱する委員二十人以内をもって組織する。

(任期)

第四条 委員の任期は、第二条の規定による答申をした日（以下「答申日」という。）までとする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、審議会が公開することを不相当と認めたときは、この限りでない。

4 審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明を聴くことができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。

3 第六条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初の審議会は、区長が招集する。